

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

（注）四月二十五日に公表した平成二十五年金融商品取引法等改正（一年半以内施行）等に係る投資信託及び投資法人に関する法律施行規則案（未公布）

改正案（注）施行後	今回の改正案
<p>（規約の記載事項の細目）</p> <p>第二百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>ヘ 資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、これらの資産のみを信託する信託の受益権又は第二百二十一条の二第一項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨</p> <p>ト （略）</p> <p>チ 令第一百六条の二に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自</p>	<p>（規約の記載事項の細目）</p> <p>第二百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>ヘ 資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権又はこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨</p> <p>ト （略）</p> <p>（新設）</p>

己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を取得する場合には、その旨

二 (略)

三 法第六十七条第一項第九号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

四〜七 (略)

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第三百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 海外不動産保有法人の発行済株式又は出資を有する場合(当該発行済株式又は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を有する場合に限る。)には、当該発行済株式又は出資に関する次に掲げる事項

イ 当該海外不動産保有法人に対する投資額

ロ 当該海外不動産保有法人の組織形態、目的、事業内容及び利益の分配方針

ハ 当該投資法人の資産に属する当該海外不動産保有法人の株式又は出資の数又は額の当該海外不動産保有法人の発行済株式又

二 (略)

三 法第六十七条第一項第九号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

四〜七 (略)

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第三百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に対する割合

二 当該海外不動産保有法人が所在する国における配当に係る規制の内容

四 前号に規定する場合において海外不動産保有法人が有する不動産（以下この号において「間接投資不動産」という。）に関する次に掲げる事項

イ 地域別、用途別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した間接投資不動産について、各物件の名称、所在地、所有者、用途、面積、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。以下この号において同じ。）

ロ 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称

ハ 担保の内容

ニ 不動産の状況（不動産の構造、現況その他の間接投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。ホにおいて同じ。）

ホ 不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称

ヘ 各物件の投資比率（当該物件の価格が全ての物件の価格の合計額に占める割合をいう。）

ト 間接投資不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下トにおいて「テナント」という。）がある場合には、次に掲げ

（新設）

る事項（やむを得ない事情により記載できないものにあつては、その旨）

(1) テナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率

(2) 物件ごとのテナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率

(3) 主要なテナント（当該テナントの賃貸面積の合計が全ての間接投資不動産に係る賃貸面積の合計の百分の十以上であるものをいう。）がある場合には、その名称、業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金又は保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項

#### 五・六（略）

（投資主総会参考書類の記載の特則）

第百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第百十四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動

#### 三・四（略）

（投資主総会参考書類の記載の特則）

第百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第百十四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動

公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。) を使用する  
方法によつて行われるものに限る。) をとる場合には、当該  
事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して  
提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定  
めがある場合に限る。

一 (略)

二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二  
十五号まで、第七十四条第一号から第四号まで(会計監査人に係  
るものを除く。)及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総  
会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三・四 (略)

2 (略)

(運用明細書)

第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合にお  
ける金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条第一項の規定の適  
用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲  
げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三号	銘柄	銘柄(取引の対象が不動産等 (不動産、不動産の賃借権又 は地上権をいう。以下この項 において同じ。)である場合
-----	----	--

公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。) を使  
用する方法によつて行われるものに限る。) をとる場合には、当該  
事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して  
提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定  
めがある場合に限る。

一 (略)

二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二  
十三号まで、第七十四条第一号から第四号まで(会計監査人に係  
るものを除く。)及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総  
会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三・四 (略)

2 (略)

(運用明細書)

第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合にお  
ける金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条第一項の規定の適  
用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲  
げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三号	銘柄	銘柄(取引の対象が不動産等 (不動産、不動産の賃借権又 は地上権をいう。以下この項 において同じ。)である場合
-----	----	--

にあつては所在、地番その他の当該不動産等を特定するために必要な事項、取引の対象が海外不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百五条第一号へに規定する海外不動産保有法人をいう。以下この号において同じ。）の発行済株式又は出資（当該発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に同令第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて有する当該発行済株式又は出資に限る。）である場合にあつては銘柄、当該海外不動産保有法人の有する不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項、取引の対象が再生可能エネルギー発電設備（投資

にあつては所在、地番その他の当該不動産等を特定するために必要な事項、取引の対象が再生可能エネルギー発電設備（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下この号において「投信法施行令」という。）第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二条に規定する設備の区分等をいう。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために

---

---

---

信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下この号において「投信法施行令」という。）第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下この号においては当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二条に規定する設備の区分等をいう。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項、取引の対象が公共施設等運営権（投信法施行令第三条第十二号に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号

---

---

---

必要な事項、取引の対象が公共施設等運営権（投信法施行令第三条第十二号に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては当該公共施設等運営権に係る公共施設等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下この号において同じ。）の所在、地番、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）の内容、公共施設等の管理者等（同条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。）その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項、取引の対象が有価証券

において同じ。)である場合  
にあつては当該公共施設等運  
営権に係る公共施設等(民間  
資金等の活用による公共施設  
等の整備等の促進に関する法  
律(平成十一年法律第百十七  
号)第二条第一項に規定する  
公共施設等をいう。以下この  
号において同じ。)の所在、  
地番、運営等(運営及び維持  
管理並びにこれらに関する企  
画をいい、国民に対するサー  
ビスの提供を含む。)の内容  
、公共施設等の管理者等(同  
条第三項に規定する公共施設  
等の管理者等をいう。)その  
他当該公共施設等運営権を特  
定するために必要な事項、取  
引の対象が有価証券、デリバ  
ティブ取引に係る権利、不動  
産等又は商品投資等取引(投  
信法施行令第三条第十号に規  
定する商品投資等取引をいう

、デリバティブ取引に係る権  
利、不動産等、商品投資等取  
引(投信法施行令第三条第十  
号に規定する商品投資等取引  
をいう。)に係る権利、再生  
可能エネルギー発電設備又は  
公共施設等運営権以外の資産  
である場合にあつては当該資  
産の種類及び内容)



(略)	
(略)	
(略)	<p>。に係る権利、再生可能エネルギー発電設備又は公共施設等運営権以外の資産である場合にあっては当該資産の種類及び内容</p>

  

(略)	
(略)	
(略)	